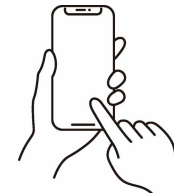


趣旨

本指針は、デジタル技術の活用により、行政手続等のオンライン化を着実に進めるとともに、市民の利便性向上や行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的とするもの。



基本方針

- ◆ **BPR(業務改革)の徹底**による「オンライン化の推進」
- ◆ **申請者の利便性向上と事務作業の効率化**の両立
- ◆ 「**実現性と効果を重視**」したオンライン化



ロードマップ(~2024年度)とKPI

重点領域に該当する手続について、

- 原則、**2024年度末までにオンライン化**を実現
- オンライン利用率を、**2024年度末までに70%**(現状：53.7%)を目指す



対象手続

外部から申請等を受け付ける行政手続等

- ① 原則オンライン化する**重点領域**を設定【全49手続】
- ② **重点領域以外**は優先順位付けのうえオンライン化を推進

①重点領域

デジタル社会の実現に向けた重点計画（デジタル庁所管）において地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべきとされた手続のうち、本市が管理する手続

②オンライン化すべき手続の優先順位の検討方法

「手続き件数*」「優先方針」「手続きの難度」「サービス提供」の4つの要因について数値化し、優先順位を決定

(*当面の間は「手続き件数」が年間300件以上の手続きを対象)

オンライン化に向けた対応

- ◆ オンライン化未実施の手続におけるオンライン利用の拡大
 - 課題がないものについては、速やかにオンライン化
 - 課題があるものについては、課題の解消を検討し、オンライン化を推進
- ◆ オンライン化実施済の手続におけるオンライン化
年間処理件数の多いものや同一の申請者から繰り返し提出される可能性が高いものなどを優先して、オンライン利用率を向上

オンライン化の手段

- 原則、クラウドサービス（ぴったりサービスやデジタル推進課が導入している汎用的な電子申請システム）を利用
- オンライン上で本人確認を要する行政手続等については、マイナンバーカードを用いた公的個人認証サービスを優先的に活用